

## 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正の概要

### 1 改正の概要

- (1) 一宮市の区域について、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（以下「県条例」という。）の規定の一部を適用除外とする。
- (2) 小規模産業廃棄物焼却施設の設置等に係る届出を受理した際の受理書の交付手続を廃止する。
- (3) 立入検査に係る身分証明書の様式について、環境省所管法令に基づく身分証明書を統合した様式によることとする。

### 2 改正の理由

- (1) 県条例第9条（計画内容の周知等）では、一定の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可を受けようとする者に対し、関係地域において説明会を開催すること等を義務付けている。

また、県条例第27条（適用除外）は、県条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村の区域については、規則で定める県条例の規定は適用しないとしている。

一宮市では、「一宮市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」（2020年12月21日公布、2021年4月1日施行）及び「一宮市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則」（2020年12月21日公布、2021年4月1日施行）を制定し、産業廃棄物処理施設の設置又は変更をしようとする者に対し、関係地域において説明会を開催すること等を義務付けることとしている。

これを踏まえ、県条例のうち「一宮市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」と重なる事項を適用除外とすることが適当であるため。

- (2) 合理化の観点から、本規則で定める小規模産業廃棄物焼却施設の設置等に係る届出を受理した際の受理書の交付手続を廃止するため。
- (3) 「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」が制定（2021年3月16日公布、同日施行）され、環境省が所管する法令で定められている立入検査に係る身分証明書について、複数の法令に基づく身分証明書を統合した様式（統合様式）を用いることができることとされた。また、併せて発出された事務連絡において、条例に基づく立入検査等に係る身分証明書についても、統合様式への統合が可能である旨が示されたことから、他の環境局所管規則（別途改正）と同様に、この規則で様式を定めている身分証明書についても統合様式を採用し、業務の効率化を図るため。

### 3 改正の内容

- (1) 一宮市の区域について、県条例第9条のうち産業廃棄物処理施設に係る部分を適用

除外とする。

- (2) 小規模産業廃棄物焼却施設の設置等に係る届出の受理書の交付に関する規定を削除する（第18条及び様式第8）。
- (3) 立入検査に係る身分証明書の様式（様式第13）を削除し、統合様式（環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式）によることを定める（第28条）。

#### 4 施行期日

2021年4月1日

#### 5 その他

- (1) 愛知県事務処理特例条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則において、3(2)の受理書を交付する事務を市町村に移譲しているが、同規則から当該事務を削除する改正は、他の改正要因と併せて別途行う。
- (2) 県及び一宮市の条例において説明会開催の対象とする施設は、次のとおり。

	一般廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設	その他
県条例	焼却施設 最終処分場	焼却施設 廃水銀等の硫化施設 廃石綿等の熔融施設 PCB処理施設 最終処分場	—
一宮市条例	—	上記のほか、産業廃棄物処理施設の全て	産業廃棄物積替・保管施設

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

旧

第十八条 削除

(立入検査の身分証明書)

第二十八条 条例第二十六条第三項に規定する身分を示す証明書の様式は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年環境省令第二号)別記様式による。

(適用除外に係る市町村の条例等)

第二十九条 条例第二十七条の規則で定める条例は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、これらの条例の規定に相当するものとして同条の規定に基づき規則で定める条例の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例(平成十五年名古屋市条例第六十八号)の項及び豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十八年豊橋市条例第二十二号)の項 略

一宮市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(令和二年一宮市条例第六十三号)

(受理書)

第十八条 知事は、条例第十二条又は第十四条の規定による届出を受理したときは、小規模産業廃棄物焼却施設設置(構造等変更)届出受理書(様式第八)を当該届出をした者に交付するものとする。

(立入検査の身分証明書)

第二十八条 条例第二十六条第三項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第十三のとおりとする。

(適用除外に係る市町村の条例等)

第二十九条 同上

同上

第九条(当該説明会に関する法第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可(法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの

	<p>に<u>限る</u>。以下「産業廃棄物処理施設の設置等の許可」という。）に係る施設の設置の場所が<u>一宮市の区域内である場合に限る。</u>）</p>
<p>瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成十四年瀬戸市条例第十二号）</p>	<p>第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が瀬戸市の区域内である場合に限る。）</p>
<p>半田市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（平成二十六年半田市条例第六号）の項以下 略</p>	

	<p>第九条（当該説明会に関する第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可（法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。以下「産業廃棄物処理施設の設置等の許可」という。）に係る施設の設置の場所が瀬戸市の区域内である場合に限る。）</p>
<p>瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成十四年瀬戸市条例第十二号）</p>	
<p>同上</p>	